

千代川 ごみマップ

平成22年3月版

(H21.4～H22.3)

河川法(施行令第16条の4)

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)(第16条)

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

ゴミに関する法律

左岸	右岸	区分
●	●	家庭ゴミ (紙くず、空缶、ペットボトル、プラスチック等)
●	●	粗大ゴミ (家具、布団、古タイヤ、コンクリート等)
●	●	レジャーゴミ (弁当空箱、空缶、ペットボトル、花火等)
●	●	家電 (テレビ、炊飯器、空気清浄機等)
●	●	漂着ゴミ、流出ゴミ (上流や水路から流れてきたもの)
●	●	収集ゴミ (この付近に散在していたもの)



ゴミを捨てると
法律で罰せら
れます

あなたの捨てたゴミは
罰となって
あなたの元へ 帰ります

国土交通省 鳥取河川国道事務所
連絡先 千代水出張所 0857-28-6229
河原出張所 0858-85-0517

国管理区間のゴミ処理費用
約200万円 (年間)

注) 河川の上流から河口に向かい、左側の河岸が「左岸」、右側の河岸が「右岸」です